

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年11月29日  
照会部署名 浜田年金事務所 厚生年金適用調査課  
照会担当者 アシスタントインストラクター (厚生年金適用調査課長) 松野 康人  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

山 口

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—032	本部受付番号 No. 2010-1178
-------------------------	----------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

支払基礎日数について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

業務処理要領【マニュアル】厚生年金適用IV-2-4 被保険者報酬月額算定基礎届  
厚生年金保険法第21条第1項

(内容)

日給者の支払基礎日数の取扱については、マニュアルにおいては各月の出勤日数となっています。一方厚生年金保険法においては、報酬支払の基礎となった日数との表記があります。次の場合はいかに取り扱うかご教示願います。

- ①日額 10,000円 出勤日数 1日出勤 20日 支給額 200,000円  
②日額 10,000円 出勤日数 0.5日出勤が10日、1日出勤が10日計20日  
支給額 150,000円

<対応案>

- ア. マニュアルどおり①②とも支払い基礎日数は20日となり算定基礎月として取扱う。  
イ. ②については日額10,000円で150,000円の支給であるため、支払い基礎日数については15日となり算定基礎月の対象としない。

(ブロック本部回答)

労働契約等で定められた一日の勤務時間に満たない時間の勤務をした日に  
おける支払基礎日数の考え方については、日数を単位とするものであるから、  
一時間でも勤務した場合は「一日」とし、対応策アによって取扱うものと考え  
るが、通知等で明確に示されたものはないため本部へ確認したい。

回答日（又は本部への照会日） 平成22年12月 1日

回答部署名 中国ブロック本部適用支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）細美 辰雄

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

三戸

(本部回答)

ブロック本部回答のとおり。

【平成18年5月12日府保険発第0512001号参照】

回答日 平成22年12月10日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上